

令和 3 年 2 月

愛知県における高度救命救急センター設置方針

第 1 新たに高度救命救急センターを設置するためには、「愛知県高度救命救急センター設置要綱」に定める基準の他、以下の条件を満たさなければならない。

- (1) 直近の 1 年間で広範囲熱傷、指肢切断、重症外傷の各症例の対応実績があること。
- (2) 医師について以下の要件を 2 つ以上満たしていること。
 - ・ 心臓病の内科系専門医とともに外科系専門医を専任で確保すること。
 - ・ 脳卒中の外科系専門医とともに内科系専門医を専任で確保すること。
 - ・ 小児救急専門病床（小児専門集中治療室）を設置しており、救命救急センター内又は本院に小児の救急患者への集中治療に対応する小児科医師を確保すること。
 - ・ 重症外傷に対応する専門医師を専任で確保すること。
- (3) 高度救命救急センターの責任者が一般社団法人日本救急医学会指導医であること。
- (4) 麻酔科の医師及び手術室の看護師が院内で待機しており、緊急手術が必要な患者が搬送された際に 30 分以内に手術ができ、かつ複数の緊急患者の手術ができる体制が整っていること。
- (5) 転院搬送や初期治療に対応するドクターカー（病院救急車）を有していること。
- (6) 直近の救命救急センター充実段階評価が S 評価であること。
- (7) 高度救命救急センターとして安定的な運営を行うことができること。
- (8) 医療審議会 5 事業等推進部会及び愛知県救急医療協議会の了承が得られたものであること。

第2 高度救命救急センターの指定の更新は、以下の基準に基づいて行う。

- (1) 第1の条件を全て満たしていること。ただし、(6)は「直近3年間で救命救急センター充実段階評価が2回以上S評価であること。」と読み替える。